

夜間中学設置検討事業

義務教育課

1 事業概要

教育機会確保法の趣旨等を踏まえ、現在、県内に設置されていない夜間中学の設置について検討する。

2 夜間中学について

区 分	内 容
根拠法令	教育機会確保法 第14条 (※) [夜間中学における就学機会の提供等、義務規定]
対象者	学齢期（義務教育段階）を経過した者
想 定	・ 戦後の混乱期に学校に通えなかった者 ・ 本国で義務教育を修了できなかった外国籍の者 ・ 不登校で学校に十分通えなかった者
全国状況	15都道府県、40校（2県25市7区）(R4.4.1時点)

※法律の正式名称は「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」

3 事業内容

- ・ 市町村・有識者とともに夜間中学の設置について議論
- ・ 今後の設置判断に向けた議論を円滑に行うため、先進校の視察やニーズ調査を実施

区 分	内 容
検討会議	[会議回数] 3回 [構成メンバー] 県教育次長、市町村教育長、学識経験者（大学教授）、NPO団体代表（不登校支援）、NPO団体代表（外国籍支援）
検討WG	[会議回数] 4回 [構成メンバー] 県関係課長、市町村関係課長、学識経験者（大学教授）
現地視察	先進校視察（徳島県、香川県、高知県）
ニーズ調査	ニーズ調査実施委託費

4 想定スケジュール

R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～ (※)
設置主体案検討 設置場所案検討	設置基本方針作成 (学校理念など)	開校前準備 (入学者決定、工事など)	開校

※市町村立の場合には、市町村では学校設置条例の改正が不要になる等手続きが簡素化される可能性があるものの、周辺市町村間との受入、負担金の協議・協定の議論が必要になるなど、最速でもR8.4開校となる想定

5 令和5年度予算額 393万3千円